

東広島市環境基本計画

市民一人ひとりが ふるさとの環境を
まもり・はぐくみ・つたえるまち

平成24年3月

概要版

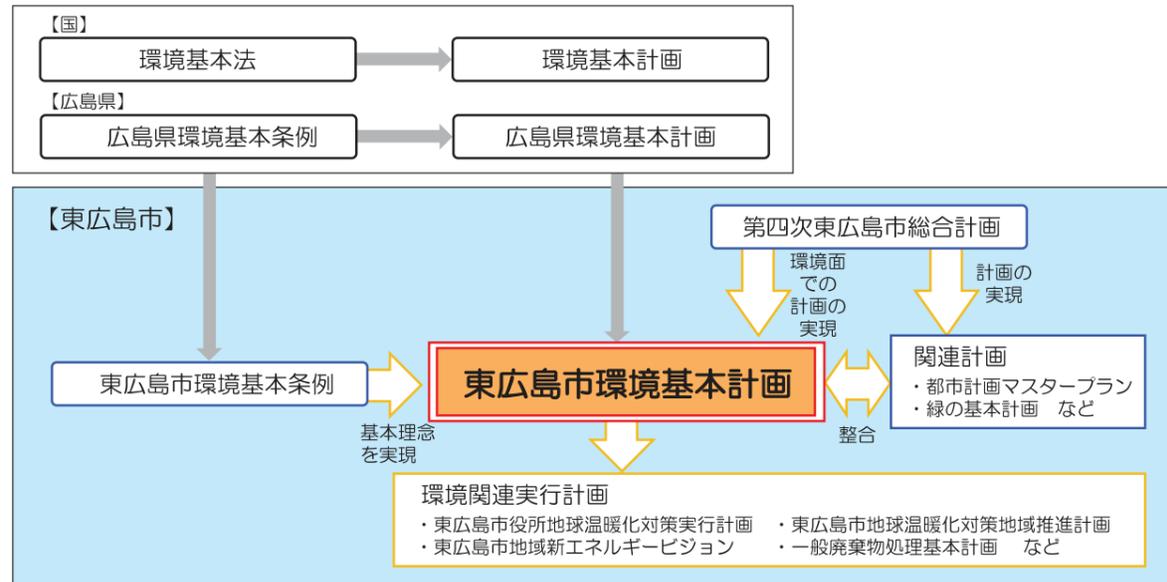
東広島市環境基本計画とは

計画策定の目的

東広島市環境基本計画は、本市が抱える環境上の課題を解決し、すばらしい環境を守り、育み、次の世代に伝えていくために、環境に関するこれまでの取り組みの良いところを続けるとともに、改善すべき点は改め、より発展した取り組みを市・市民・事業者の協働のもと、総合的・計画的・長期的に推進することを目的として策定したものです。

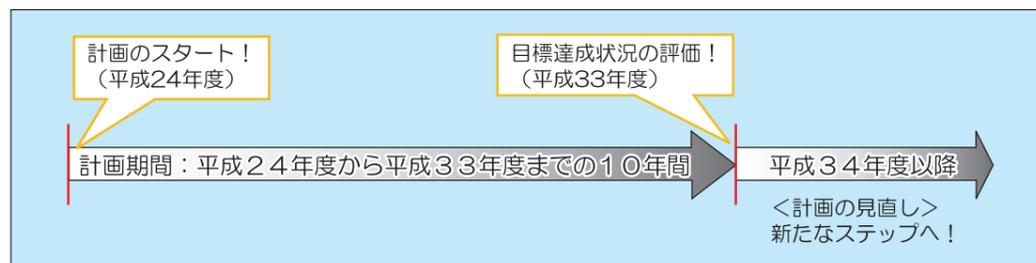
計画の位置づけ

本計画は、平成22年3月に制定された『東広島市環境基本条例』に基づき策定したものであり、本市のまちづくりの最上位計画である『第四次東広島市総合計画』を環境面から具体化するための『環境分野のマスタープラン』にあたります。
本計画は、市が取り組む様々な環境関連施策や、市民・事業者の方々が市と協働して環境保全に取り組むための「指針」となるものです。



計画の期間

本計画の期間は、平成33年度を目標とし、平成24年度から10年間とします。
なお、計画終了時点での環境をめぐる社会情勢の変化や、本計画の進捗状況・成果を踏まえ、計画の見直しを行い、新たなステップに移行します。



望ましい環境像

東広島市環境基本条例の基本理念を実現するために、本市が目指す『望ましい環境像』として「全体目標像」と3つの「21世紀半ばの将来像」を定めました。
『望ましい環境像』とは、市・市民・事業者がこの将来像を共有し、それぞれの立場で取り組みを進めることにより、概ね20～30年後に実現を目指すべき本市の環境の将来像です。

全体目標像

市民一人ひとりが ふるさとの環境をまもり・はぐくみ・つたえるまち

『全体目標像』とは、私たちのふるさとである東広島市の、豊かな自然と住み良い都市環境が調和した良好な環境を、市・市民・事業者が一体となって、守り・育み、将来にわたって継承していくことができるまち、となることをイメージしています。

3つの「21世紀半ばの将来像」

豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち

「森林・川・農地・都市の緑・海などの自然環境を守り、自然とふれあい、自然とともに暮らすまち」となっています。



身近な取り組みから地球環境保全に貢献するまち

「ものを大切にして、ごみの排出を少なくする、自家用車に過度に依存しない、省エネルギーの取り組みが積極的など、地球環境保全に貢献する生活が定着したまち」となっています。



環境を守り・伝える心と活動を育むまち

「環境を守り育てる心が浸透し、環境保全に関する活動が積極的に行われるなど、環境に対する意識が高い人々が暮らすまち」となっています。



望ましい環境像の実現に向けて

望ましい環境像を実現するための取り組み

望ましい環境像を実現するためには、『市民協働のまちづくり』の視点を重視して、本計画の主体である市・市民・事業者がそれぞれ環境に対する責任を自覚し、環境の保全や創出に対するそれぞれの取り組みを自主的に進めることが重要です。

取り組みの展開

【21世紀半ばの将来像】

【取り組みの柱】

【取り組みの展開】

『豊かな自然と共生した
快適に暮らせるまち』

取り組みの柱1 豊かな自然環境の保全と活用

(1) 人との関わりが深い自然環境の保全

(2) 自然とのふれあいの推進

(3) 生物多様性の保全

取り組みの柱2 緑あふれる美しい町並みの創出

(1) 市街地の緑の保全と整備・創出

(2) 歴史・文化的資源と歴史的な町並みの保全・活用

(3) 潤いのある市街地景観の創出

取り組みの柱3 水・水辺環境の保全・向上

(1) 健全な水質と水環境の確保

(2) 水辺環境の保全とふれあいの創出

取り組みの柱4 良好な大気環境等の保全

(1) きれいな空気や静かな環境等の保全

『身近な取り組みから地球
環境保全に貢献するまち』

取り組みの柱1 資源循環型社会の形成

(1) 廃棄物の排出抑制と循環的利用の促進

(2) 不法投棄防止対策の推進

取り組みの柱2 低炭素社会の形成

(1) 温室効果ガスの抑制に向けた総合的な取り組みの推進

(2) 新エネルギーの導入

(3) 省エネルギーの推進

(4) 低炭素社会形成に寄与する事業の促進・支援

取り組みの柱3 広域的・国際的取り組みの展開

(1) 地域を越えた連携と国際的な協力の推進

『環境を守り・伝える心と
活動を育むまち』

取り組みの柱1 環境教育・環境学習の推進

(1) 学校・家庭・地域などでの環境教育・環境学習の推進

取り組みの柱2 環境情報の充実

(1) 利用しやすい環境情報の整備と発信

取り組みの柱3 市民・事業者等の環境保全活動の促進

(1) 環境保全活動への参加促進と取り組みの支援

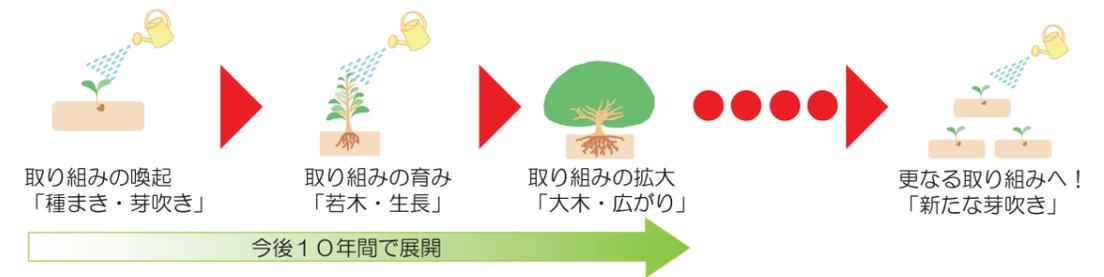
重点プロジェクトへ

重点プロジェクト

3つの重点プロジェクト

3つの「21世紀半ばの将来像」ごとに重点プロジェクトを設定し、それぞれの重点プロジェクトを相互に関連づけることで望ましい環境像の実現を目指します。重点プロジェクトは、より多くの市民や事業者の方が、望ましい環境像の実現のための取り組みに参加するきっかけとなり、将来的にはより大きな取り組みへと発展させていくためのシンボルとなるもので、今後10年間をかけて展開していきます。

重点プロジェクトの展開イメージ



豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち

重点プロジェクト1

里地里山・田園・里海の 保全・活用プロジェクト

人との関わりが深い自然（里地里山・田園・里海）の保全と活用を目的としたプロジェクト

【プロジェクトの取り組み①】
川を通じて地域の環境を学ぶ
（「種まき・芽吹き」）



地域の川を通じて「水が生まれるまち」としての本市の自然環境の特徴や里地里山・田園・里海の環境の大切さなどを学びます。

【プロジェクトの取り組み②】
地域の里地里山・田園・里海を支える
（「種まき・芽吹き」～「若木・生長」）



管理が十分にできなくなっている地域の森林整備や耕作放棄地の解消、海岸清掃等による里海の保全など、地域の環境を地域の手で保全する活動を促進します。

【プロジェクトの取り組み③】
相互に連携・協力する
（「大木・広がり」）



山から海までの流域としてのまとまりを意識した一体的な自然環境の保全活動展開するために、各地域で活動する市民や団体、隣接市町との相互交流・連携を図ります。

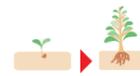
身近な取り組みから地球環境保全に貢献するまち

重点プロジェクト2

資源循環・エネルギー 有効利用プロジェクト

ごみ排出量の削減と再資源化の促進による資源循環型のまちづくりと地球温暖化の防止を目的としたプロジェクト

【プロジェクトの取り組み①】
みんなで取り組む3つのR
（「種まき・芽吹き」～「若木・生長」）



リデュース（発生させない）、リユース（再利用する）、リサイクル（再資源化する）の「3つのR」に市全体で取り組み、資源循環型社会の形成を目指します。

【プロジェクトの取り組み②】
エネルギーの有効利用
（「種まき・芽吹き」～「若木・生長」）



太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの導入や省エネルギー活動を促進し、地球温暖化防止に貢献するまちづくりを進めます。

【プロジェクトの取り組み③】
目指せ
「エコファミリー・エココミュニティ」
（「大木・広がり」）



取り組み①や②の活動を促進し、身近な取り組みからより高いレベルの取り組みへとつなげていきます。

環境を守り・伝える心と活動を育むまち

重点プロジェクト3

意識向上・人材育成 プロジェクト

環境に配慮した行動がとれる市民を育ていくことを目的としたプロジェクト

【プロジェクトの取り組み①】
子供も大人も一緒に学ぶ
（「種まき・芽吹き」～「若木・生長」）



子供と大人が一緒になって、本市の環境や環境に関する様々な事柄を楽しみながら学ぶ機会をつくります。

【プロジェクトの取り組み②】
環境に配慮した事業者の育成
（「種まき・芽吹き」～「若木・生長」）



重点プロジェクト1や2の推進にもつながる、環境に配慮した事業者の育成を図ります。

【プロジェクトの取り組み③】
環境リーダーの育成と派遣
（「大木・広がり」）



環境保全活動に主体的に取り組む人材の育成を図り、地域や団体のニーズに応じた環境リーダーの紹介・派遣体制の構築を図ります。

市・市民・事業者共通の目標

望ましい環境像を実現するために、3つの「21世紀半ばの将来像」それぞれに、今後10年間の取り組みで達成することを目指す、市・市民・事業者の共通の目標（各主体共通の目標）を47項目設定しました。以下に代表的な目標を記載します。

『豊かな自然と共生した快適に暮らせるまち』

【評価項目】	【現況】	【目標】
エコファーマー ^{※1} 認定件数	5件（平成22年度）	15件（平成33年度）
自然公園の利用者数	99,376人 ^{※2} （平成22年度）	110,000人（平成33年度）
公園里親制度活用団体数	26団体（平成22年度）	60団体 ^{※3} （平成32年度）

※1「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」（平成11年施行）に基づき、土づくりや化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う農業者（法人を含む）の愛称。
 ※2 集計が可能な「憩いの森公園」「泉の森公園（作業小屋）」「深山峡公園（キャンプ場）」「龍王島自然体験村」の利用者数。
 ※3「東広島市緑の基本計画」で定めた目標。

『身近な取り組みから地球環境保全に貢献するまち』

【評価項目】	【現況】	【目標】
市民1人1日当たりのごみ排出量	969g（平成22年度）	850g ^{※1} （平成33年度）
市民アンケートにおいて「冷房の設定温度は、28度を目安にしている」と回答した市民の割合	63%（平成22年度）	90%（平成33年度）
「東広島発！ものづくり逸品」の認定を受けた環境関連製品の数	4件 ^{※2} （平成22年度）	10件（平成33年度）

※1 平成23年4月に環境審議会から答申された目標値は、平成27年度において900g以下であるが、本計画では平成22年度の現況値969gの12%以上を減量した850gを目標とする。
 ※2 平成21年度、平成22年度の認定製品の中で環境保全に関連がある、以下の4製品（KPE段ボール、エコ・ロジ・パコ、ハンブーテコカーデン緑化システム、高速分解液）。

『環境を守り・伝える心と活動を育むまち』

【評価項目】	【現況】	【目標】
環境に関する講師を招いて実施した環境学習の授業時間数	183時間（平成22年度）	246時間（平成33年度）
環境に関する出前講座の実施回数	30回（平成22年度）	50回（平成33年度）
市民活動情報サイト（環境eco）の登録団体数	22団体（平成22年度）	47団体（平成33年度）

環境配慮指針

環境配慮指針は、市・市民・事業者がそれぞれの地域における環境保全を考えたときの共通認識として示すもので、自ら行動する上での基準となるものです。

本計画では、環境の特徴を地形や土地利用などから区分した4つのエリアごとの『環境区分別配慮指針』と、私たちの暮らしの中でなじみの深い9地域ごとの『地域別環境配慮指針』を示しました。

環境区分別配慮指針（代表的な配慮指針を本編から一部抜粋）

市街地エリア

商業施設や住宅地など都市的な機能が集積し、市街化区域を中心にその周辺を含んだ地域。

- ・市街地としてふさわしい緑豊かな町並みとなるよう、公園の整備や施設の緑化等に努める。
- ・市街地内の緑や河川の保全、また必要に応じてため池などを保全し、都市部における生態系ネットワークの形成に努める。
- ・できる限り公共交通機関や自転車、徒歩等による移動を心がけ、二酸化炭素排出量の低減などに努める。



田園エリア

ほ場整備された区域など、まとまりのある農地を中心に形成された地域。

- ・新たな就農者の育成等による農地を農地として持続的に活用する仕組みづくりに努める。
- ・耕作放棄地の解消や農地の適正な維持管理を地域ぐるみで支える取り組みを促進する。
- ・減農薬、減化学肥料や家畜糞尿の堆肥化など環境保全型農業の推進に努める。



里地里山エリア

集落を取り巻く森林を中心に農地、ため池、草地などで構成された地域。

- ・森林の管理不足を解消するための人材の育成、多様な主体が森林保全に参加できる仕組みづくりや活動の場づくりに努める。
- ・林地残材のバイオマス資源としての活用を促進する。
- ・二酸化炭素の吸収源となり、水源の森ともなる森林の保全に、地域ぐるみで参加する。



里海エリア

干潟や藻場などの浅海域を含む、産業やレクリエーションなどにも利用される人との関わりが深い沿岸地域。

- ・開発等においては、干潟の直接的な改変を伴わないよう十分配慮するとともに、潮流の変化や河川からの土砂供給の減少など間接的な影響が干潟に及ばないように配慮する。
- ・海への影響を認識し、家庭や事業所等からの排水には十分配慮する。
- ・海岸や干潟の清掃活動や不法投棄ごみの回収など、環境保全の取り組みを促進する。



環境配慮指針

地域別環境配慮指針 (代表的な配慮指針を本編から一部抜粋)

西条地域

- ・できる限り公共交通機関や自転車、徒歩等による移動を心がけ、二酸化炭素排出量の低減に努める。
- ・龍王山における自然環境保全活動に積極的に参加するとともに、より多くの人に参加を呼びかける。



八本松地域

- ・市街地としてふさわしい緑豊かな町並みとなるよう、公園の整備、公共施設や住宅、事業所の緑化に努める。
- ・市街地内の緑や河川の保全、また必要に応じてため池などを保全し、都市部における生態系ネットワークの形成に努める。



志和地域

- ・ホテルの生息環境として良好な河川環境の保全に努める。
- ・並滝寺池などの地域資源を環境教育や環境保全活動の場として活用する。



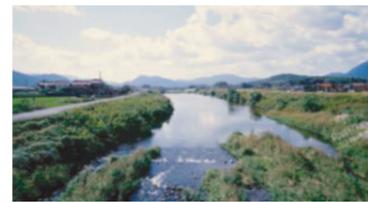
高屋地域

- ・白市地区においては、歴史的な町並み景観と調和するよう、建築物や工作物、屋外広告物等について配慮する。
- ・造賀川などの水源の森ともなる森林の保全や耕作放棄地の解消に努める。



黒瀬地域

- ・農地や水環境における生態系を保全する活動を推進する。
- ・乃美尾用水など地域の良好な環境資源を保全し、後世に伝える取り組みに積極的に参加し、より多くの人に参加を呼びかける。



福富地域

- ・水源の森ともなる森林の保全や耕作放棄地の解消に努める。
- ・ブナの群生林や良好な里地里山の環境を保全する活動に積極的に参加するとともに、より多くの人に参加を呼びかける。



豊栄地域

- ・天神嶽のエヒメアヤメ群生地の保全に地域ぐるみで参加する。
- ・良好な河川の水環境を保全するため、水源の森ともなる森林の保全に努める。



河内地域

- ・良好な河川の水環境を保全するため、水源の森ともなる森林の保全に努める。
- ・笠山の竹林寺用倉山地区におけるヒメボタルの保護活動に地域ぐるみで取り組む。



安芸津地域

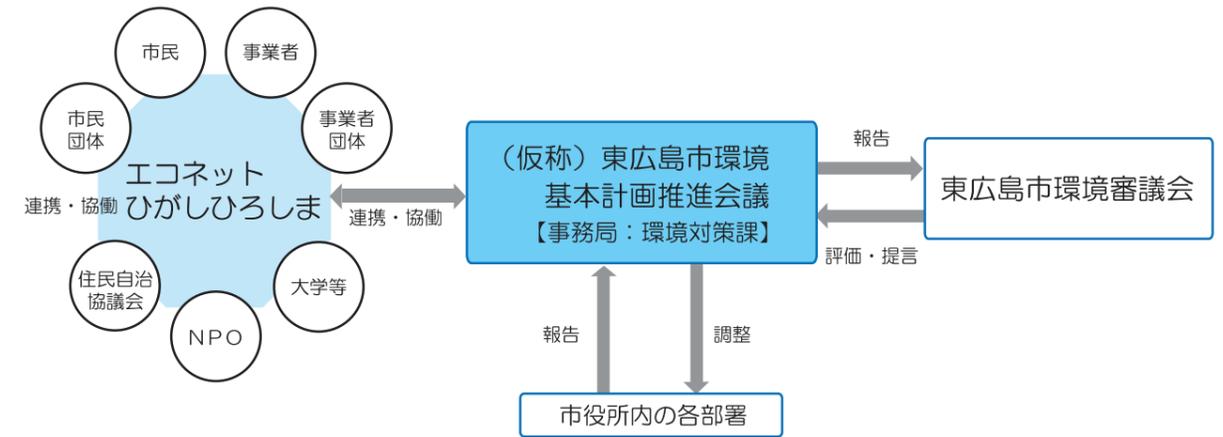
- ・海岸の清掃活動や不法投棄ごみの回収などに積極的に取り組むとともに、より多くの人に参加を呼びかける。
- ・開発等においては、干潟の直接的な改変を伴わないよう十分配慮するとともに、水質浄化作用や多様な生き物の生息環境である干潟の保全に努める。



計画の推進

計画の推進体制

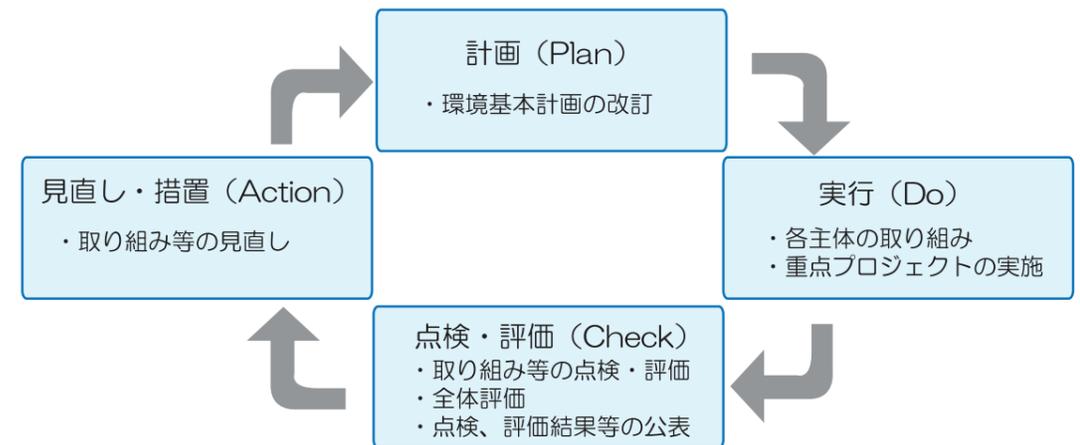
環境対策課を事務局とした市役所内の横断的組織として「(仮称)東広島市環境基本計画推進会議」を設置し、市役所内の各部署間の調整を図り、市の取り組みを総合的に推進します。また、「エコネットひがしひろしま」と連携・協働して、市民や事業者等の取り組みを推進します。



計画の進行管理

計画策定後の進行管理は、環境マネジメントシステムの「PDCAサイクル」の考え方に基づき点検・評価を行います。

計画の進捗状況などの点検・評価結果は、「東広島市の環境」や市のホームページなどを通じて公表し、市民や事業者の方々からの意見を募集するとともに、必要に応じて今後の取り組みに反映します。





東広島市 生活環境部 環境対策課



〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号
TEL 082-420-0928 FAX 082-421-5601